

「宇和島市パートナーシップ・ファミリーシップ制度」導入に対する意見の概要と市の考え方・対応

●意見募集期間：令和7年3月1日（土）から令和7年3月14日（金）

●意見提出者及び件数 1名（1件）

No.	意見等の概要	市の考え方・対応
1	私は宇和島市に住所を有していませんが、性的少数者であり、将来移住を考えるにあたってはパートナーシップ制度のある所であることを考慮したいため、意見を送らせていただきます。 「宇和島市パートナーシップ・ファミリーシップ制度ガイドブック（案）」に賛成いたします。この制度は、現時点で法律婚ができない同性カップルのみならず、異性事実婚や、またその家族も包摂しており、とても好ましいものです。 一点だけ疑問があります。「3 届出ができる人」に「配偶者がいない」とありますが、外国で同性での法律婚をしたカップルも、日本国内ではその効力が認められていないことから、「配偶者がいない」に該当し、本制度の対象とすべきと考えます。その点、明記してくださるようお願いいたします。	日本国内では同性婚が認められていないため、ご指摘のケースにつきましても、戸籍上は「配偶者がいない」に該当しますので、パートナーシップ・ファミリーシップ制度の届出対象となります。 ガイドブックのQ&Aに追記することで対応させていただきます。